

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

沖縄市は、沖縄本島中部に位置する沖縄県第2の都市で、総人口は、2025年2月で14万1,727人である。年少(0～14歳)人口、生産年齢(15～64歳)人口、高齢者(65歳～)人口は、それぞれ22,800人、87,193人、31,734人となっており、総人口に占める割合はそれぞれ、16.1%、61.5%、22.4%である。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2050年には13.8%、52.6%、33.6%と少子化や高齢化の進展が予想されるため、その課題への対応として一人当たりの生産性向上が必要となっている。

沖縄市内の事業所数(2021年経済センサス-活動調査)は5,285カ所である。業種構成では、上位より卸売業、小売業1,154カ所、宿泊業、飲食サービス業885カ所、医療、福祉642カ所と続いており、総事業所数に占める割合はそれぞれ、21.8%、16.7%、12.1%と、第3次産業が中心となっており、このほか多様な産業が立地している。

また、市内事業所の99%が中小企業・小規模事業者となっていることから、沖縄市の雇用や経済は中小企業等によって支えられている。

中小企業白書によると、中小企業・小規模事業者の経営環境について、物価高騰により、収益減少等の影響を受けているほか、人手不足も深刻な状況にあることから、設備投資額は増加傾向にあり、今後の投資に向けて、生産能力の拡大等を重視していることが示されている。沖縄市においても、今後見込まれる少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少への対応として、設備投資をより一層促進し、一人当たりの労働生産性向上を図る取り組みが求められている。

(2) 目標

中小企業・小規模事業者が先端設備等を導入することで、自らの製品やサービスの品質向上、短納期化及び生産の高効率化など、労働生産性向上の効果が期待できることから、その導入を促進し、中小企業者等の経営力強化、売上や利益の拡大を図ることで、本市経済の活性化を目指す。

これを実現するため、計画期間中に10件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営の強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

製造業やサービス業を含めた非製造業ともに業種を問わず、多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

沖縄市内の中小企業・小規模事業者が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、本計画において対象となる地域は、沖縄市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市では、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業等の多様な業種が地域の経済を支えており、各業種において広く生産性を向上させることが必要であり、中小企業者等にとって共通の課題であることから、対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資することを条件として、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。